市選挙管理委員会では、 4月9日回投票の知事・道議会議員選挙、 4月23日回投票の市長・市議会議員選 挙に向けて実施本部を設置しました。

4/9(日)

■告示日

ع

き

### 北海道知事選挙 北海道議会議員選挙

知事選挙3月23日休 道議会議員選挙3月31日金

挙公報などの事前審査を行いま

4/23 (日)

▼ と ころ とき

市役所2階

大会議室

は介護保険被保険者証を持っている

### 砂川市長選挙 砂川市議会議員選挙

ともに4月16日日 ■告示日

市長 立候補届出説明会 ·市議会議員選挙

ずご出席ください。 補者1人につき2人以内) る説明会を開催します。関係者(候 市議会議員選挙の立候補届に関す 4月23日回に執行される市長 3月16日休 13時30分~

## 立候補届出書類等の

予定者の立候補届出書類および選 市長・市議会議員選挙の立候補

(戦傷病者)

両下肢、体幹の障害程度が特別項症か

この期間中に審査を終えるようお 立候補を予定している方は、

願いします。

### 3月24日) , 25 日 出

●ところ 市役所3階 会議室

)時~17時

## 事前審査

両下肢、体幹、移動機能の障害程度が 1級または2級の方

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸 免疫、肝臓障害が1級から3級の方 小腸の障害程度が1級または3級の方

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 ら第2項症までの方 から第3項症までの方 小腸、肝臓の障害程度が特別項症 直

# 介護保険法上の要介護者

明るい選挙の

イメージキャラクタ めいすいくん

※要介護者は、 要介護状態区分が要介護5の方 郵便等投票証明書の有効期限 発行日から7年間 発行日から介護保険の

有効期間の末日までです。

被保険者証に記載されている認定の

(身体障害者) 方で、次の項目に該当する方

※第7投票区の投票所「石山中学校」 建物が投票所となります。 すが、「旧石山中学校」として同じ 投票日当日には閉校となっていま については、中学校の統合に伴い

# 郵便等投票の申請はお早めに

ださい。 手続きをする方はお早めに申請してく 書の有効期限が切れている方や新たに 等投票)があります。郵便等投票証明 り、投票所に行けない方のために、自 宅で投票できる不在者投票制度(郵便 身体に次のような重度の障がいがあ

### ▼請求期限

各選挙投票日の4日前まで

▼対象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳また

## (身体障害者)

▼対象

(戦傷病者) 上肢または視覚の障害程度が特別項

※代理記載制度に関する申請書などは から第2項症までの方 市選挙管理委員会にありますので、 お問い合わせください。

上肢または視覚の障害程度が1級の方

間選挙管理委員会Tel 74-8794

# 郵便等投票の代理記載制度

る方に代理で記載させ、投票をするこ 選挙管理委員会に届け出た選挙権のあ 重度の障がいのある方は、 とができます。 郵便等投票の対象者で、 あらかじめ 次のような